

募集要領

1. 件名 まつやまNPOサポートセンター運営管理業務委託

2. 概要及び目的

まつやまNPOサポートセンターは、松山市の市民活動推進事業の実施拠点として設置しており、交流促進、情報収集・提供、相談対応等の事業を展開することにより、NPO（社会一般の利益に資するような活動を行う自立的、非営利目的の団体であって、社団としての実体を具備しており、かつ、その組織及び活動の概要について一定期間ごとに情報を公開しているものをいう。以下同じ。）の立ち上がり及び自立を支援し、行政とNPOとの協働の促進を図ることを目的としている。

この要領は、松山市の市民活動推進事業のさらなる推進を目指すため、NPOについての専門性や知識、経験、コーディネート機能等の発揮による、中間支援の機能を担うNPO法人から企画提案を求めるものである。

3. 業務内容 仕様書（別紙1）のとおり

4. 履行期間 契約締結日から令和11年3月31日まで
※まつやまNPOサポートセンターの運営は、
令和6年4月1日～令和11年3月31日（5ヶ年）

5. 履行場所 まつやまNPOサポートセンター
松山市三番町六丁目4番地20
（松山市男女共同参画推進センター〔通称：コムズ〕1階の一部分）

6. 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

7. 提案限度価格 99,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和6年度 19,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和7年度 19,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和8年度 19,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和9年度 19,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和10年度 19,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
なお、提案限度価格を超える提案については無効とする。

8. 参加資格要件

本募集要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること。

- (1) 松山市内に事務所を置いており、設立から3年以上が経過した、NPO法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者

- 又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。
- (6) 松山市の入札参加資格停止又は入札参加制限の措置を受けている者でないこと。

9. 募集要領等の配布

- (1) 期 間 令和5年10月27日(金)から令和5年11月21日(火)まで
- (2) 場 所 松山市二番町四丁目7-2 松山市役所(本館6階)
坂の上の雲まちづくり部まちづくり推進課
- (3) 方 法 配布場所で直接受け取る。又は「松山市ホームページ」「市政情報」「入札・契約」のページからダウンロードすること。
ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>
*配布時間は9時～17時(土日、祝日を除く。)

10. 評価基準 評価基準書(別紙2)のとおり

11. 選考方法

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 委託事業者は、選考委員会の評価に基づき市長が決定する。
- (3) 選考は、評価基準書に基づき、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングの審査により行うこととするが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて、オンラインでのプレゼンテーション又は書面審査に変更する場合がある。
- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- (6) 選考結果は参加者すべてに通知する。
- (7) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

12. 選考委員会の構成

選考委員会は市職員5名で構成する。なお、外部の有識者2名を置き、意見を求めるものとする。

13. 募集要領に関する質問・回答・公表

- (1) 受付期間 令和5年10月27日(金)から令和5年11月8日(水)17時まで
- (2) 受付方法

質問書(様式第1号)に質問事項を記載し、電子メールで提出するものとし、電話、来庁、FAX、口頭等での質問は受け付けないものとする。

また、電子メールを送信した後に、まちづくり推進課まで送信した旨の電話をすること。なお、質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。

・メールアドレス：matsuyamashi-npo@city.matsuyama.ehime.jp

・TEL：089-948-6330

- (3) 回答及び公表

質問者に令和5年11月15日(水)17時までに電子メールで回答するとともに、松山市ホームページで公表する。

・ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

14. 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限 令和5年11月21日(火)17時(必着)
- (2) 提出書類 「16. 提出書類 1～5」及びチェックリスト(参加表明書等提出用)を提出すること
*ただし、公告日時時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、番号2～5の書類提出は不要。

- (3) 提出部数 1部(正本1部のみ)
 (4) 提出場所 松山市二番町四丁目7-2 松山市役所(本館6階)
 坂の上の雲まちづくり部まちづくり推進課 担当:久保・室・中山
 (5) 提出方法 持参又は郵送(信書の郵送に適する方法)
 *持参の場合は9時~17時(土日、祝日を除く。)

15. 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和5年11月27日(月)17時(必着)
 (2) 提出書類 「16. 提出書類 6~11」及びチェックリスト(企画提案書等提出用)を提出すること
 (3) 提出部数 各8部(正本1部・副本7部)
 (4) 提出場所 14. と同じ
 (5) 提出方法 14. と同じ

16. 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加表明書(様式第2号)	印鑑は実印を押印すること。(法務局が証明する代表者の印鑑)ただし、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。
2	印鑑証明書(原本)	参加表明書を提出するために押印した実印の証明書。(発行後3ヶ月を超えないもの)
3	履歴事項全部証明書(原本)	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書。(発行後3ヶ月を超えないもの)
4	完納証明書(原本) 又は 納税証明書(原本)	次の証明書を添付すること。 (発行後3ヶ月を超えないもの) ア. 松山市で課税がある場合(松山市に本店・支店・営業所・出張所等がある場合等) 松山市(納税課)が発行する完納証明書 イ. 上記以外の場合 本店所在地の市町村等が発行する完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書 ただし、本店所在地が東京23区内の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書 *松山市が発行する完納証明書についての詳細は、納税課ホームページを参考にすること。 *新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予を受けた方は、事前にまちづくり推進課にご相談ください。
5	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(原本) (未納の税額がないことの証明)その3の3	申告している税務署が発行する納税証明書。免税事業者・新規事業者にかかわらず発行されるので必ず添付すること。 (発行後3ヶ月を超えないもの) *新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予を受けた方は、事前にまちづくり推進課にご相談ください。
6	企画提案書(様式第3号)	・A4サイズ縦置きとする。 *必要に応じて、資料を添付すること。
7	NPO法人の定款の写し	
8	NPO法人の役員名簿	氏名及び住所が表示されているもの。
9	NPO法人設立認定書の写し	

20. 無効事項

以下のいずれかの事項に該当する場合は無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (2) 「7. 提案限度価格」を超えた見積額を提示した場合

21. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものはこの限りではない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 採用された提案書等の著作権は松山市に帰属する。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された提案書等は、松山市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (7) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 提出書類の記入において公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印し、委任登録をしている場合は、受任者情報を記入すること。
- (9) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項は事務局が定める。
- (10) 特定結果の公表の際は、特定業者以外の業者名と評価結果が結びつかないように配慮する。ただし、参加業者数が2者のみの場合はこの限りではない。

22. 事務局

〒790-8571

松山市二番町四丁目7-2 松山市役所（本館6階）

坂の上の雲まちづくり部まちづくり推進課

担当：久保・室・中山

TEL：089-948-6330

FAX：089-934-1821

メールアドレス：matsuyamashi-npo@city.matsuyama.ehime.jp